



2016年1月19日

大仙市議会

議長 千葉 健 様

秋田県春闘共闘懇談会

代表委員 泉谷 みどり

〒010-0001 秋田市中通7丁目2-21 くらしと労働会館2階

電話018-834-1808 FAX018-834-1816



秋田県労働組合総連合

議長 星野 博之

〒010-0001 秋田市中通7丁目2-21 くらしと労働会館2階

電話018-834-1808 FAX018-834-1816



全国一律最低賃金制度の実現をはじめ、最低賃金の改善と
中小企業支援の拡充を求める陳情

日ごろからのご奮闘に心より敬意を表します。

さて、2010年6月の雇用戦略対話において「2020年までの目標」として「できる限り早期に全国最低800円を確保し、全国平均1000円をめざす」ことが、政労使で合意されました。しかし、2015年の最低賃金の改定で、その「全国最低」とされた800円を超えたのは7都府県であり、全国平均は798円で目標とする1000円には200円を超える差があり、時間額が600円台の地方が16県も残っています。秋田県も695円であり、この16県に入っていますが、907円の東京と比較し212円も下回っており、しかも年々格差が拡大してきています。

実際、多くの非正規雇用労働者が人間らしい生活ができない低賃金に置かれているだけでなく、最高と最低の地域間格差は214円に広がっており、低賃金にランク付けされた地域の疲弊を招いています。

地域からの労働者の流出に歯止めをかけ、公正取引ルールを確立するためには、金額の技術的な引き上げと全国一律最低賃金制度の創設が必要という声が広がっており、現行法での地域別最低賃金制度の制度的限界が指摘されています。

最低賃金法第9条には「最低賃金の原則」として、労働者の生活費や賃金に加えて、海外ではほとんど例のない「通常の事業の支払い能力」が併記されています。そのため、都道府県ごとの「1就業者あたり年間販売額」「1就業者あたりの年間事業収入額」などの企業活動の大小も判断要素とされ、「労働者の生計費」の最低賃金を無視したような低額の最低賃金と地域間の賃金格差が固定・拡大されています。

中小零細企業、非正規雇用労働者の賃金を底上げして、労働者の生活を守り、地域経済を活性化させるには、中小企業支援の拡充全国一律最低賃金制度を確立するための最低賃金法の改正が必要です。

こうしたことを踏まえ、貴議会において国に向けた意見書を採択していただきたく、お願い申し上げます。



記

1. 生計費原則に基づいた「全国一律最低賃金制度」を実現すること。地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
2. 中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担の減免制度を設けるなど、中小企業への支援策を拡充すること。
3. 2010年6月の雇用戦略対話に基づく政労使合意を2020年までに確実に実行し、最低賃金の大幅引上げを行なうこと。

以上